

2 駅出入口

チェックポイント

- ① 出入口や通路において車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ② 通行の支障となる段差はないか
- ③ 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ④ 階段には、手すりが設置されているか
- ⑤ 案内板や誘導サインはわかりやすいものとなっているか

公共交通移動等円滑化基準 (移動等円滑化された経路)

第4条

- 4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - 三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

【整備のポイント】

- ・ 駅出入口は、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とします。
- ・ 車いす使用者等が遠回りすることがないように、最も利用される経路から通じる出入口をバリアフリー化するよう配慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口の幅

- ◎ 車いす使用者の通過に支障がないよう、**幅は 90cm 以上**確保します。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅 180cm 以上とすることが望まれます。

段差の解消

- ◎ **出入口には段差を設けない**ようにします。特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域および施工区分が異なることによる段差が生じないように配慮します。
- 施工する上で、水処理等やむを得ず多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等の配慮をしましょう。

出入口の戸の構造

- ◎ 車いす使用者の動作の余裕を見込み、出入口の戸の幅は **90cm 以上**とします。
- ◎ **1 つ以上**の戸は**自動式の引き戸**とします。
- ◎ 自動ドアは、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、**感知式とするなど、開閉操作の不要なもの**とします。その場合には、戸の開閉速度は、ある程度速く開き、ゆっくりと閉じる設定のものがよいでしょう。
- ガラス戸など、戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにします。また、内部と外部が確認できる構造とします。
- ◎ 戸の前後には、車いす 1 台が止まることができるよう **120cm 以上の長さの平らな区間**を設けます。
- 自動ドアでない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できる 150cm 以上の長さの平らな区間を設けることが望まれます。
- ◎ ドアの下枠や敷居により車いすの通行の支障となる**段差を設けない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 床面は平らで、**濡れても滑りにくい材質**とします。

溝ふた

- ◎ 水切り用の溝ふたを設ける場合は、車いすの車輪が落ち込まないとともに、視覚障害者の白杖が落ち込まない構造のものとしてします。

ひさし

- 車いす使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる駅の出入口には大きめのひさしを設置することが望まれます。

案内表示

- 案内サインや誘導サインなどをわかりやすい位置に設置しましょう。
- バス乗場については、路線バスや郊外バスを区別して表示するとよいでしょう。
- その他 62 ページ「案内表示」を参照してください。

階段がある場合

手すりの設置

- ◎手すりは階段の**両側**に設置します。
- ◎高齢者や杖使用者、低身長者など多様な利用者に配慮した手すり（例えば2段手すり等）を設置します。
- ◎2段手すりの設置の高さは、地面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- ◎手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど**端部が突出しない構造**とします。
- 手すりの材質は、木材など、気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質にする等の配慮をします。
- ◎手すりの先端には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。
- ◎点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は、設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮しましょう。

段の角（段鼻）

- ◎段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまづかないような構造**とします。
- ◎段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

階段の両端

- ◎階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部**（小

さな高さの段) を設けます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではありません。

- ◎階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、歩行者同士が行き違いができるよう、120cm 以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ 120cm 以上の平らな面を設けることが望まれます。

2 段手すりの階段の例

